

○委員長（井上宜久）

次に移ります。認定第7号 決算認定について（水道事業会計）及び議案第53号 平成24年度水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、一括して審議を行います。質疑は、歳入歳出全般を行います。

では、質疑をどうぞ。

山田委員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。

まず、最初に決算書288ページ、主要契約の部分で、平成24年10月19日、115万5,000円ということで、この部分で随意契約ということで契約の件名なんかも書いてあるのですが、ここら辺の、なぜ随意契約にしたのか。同じような内容で上段の部分は指名競争入札でやられているので、ここら辺の随意にした経緯の報告をもらいたいと思います。

それと、あと水質検査についてちょっとお聞きしたいのですが、これ決算書だと290ページの原水浄水配水及び給水費の中の委託料の中に入っているような感じなのですが、月例水質検査代ということで書いているので、多分、これだと思うのですが、どこの勘定の中で明記されているのか、報告をもらいたいと思います。とりあえず、その点、お願いします。

○委員長（井上宜久）

上下水道課主幹。

○上下水道課主幹（井上 昇）

上下水道課、井上です。

今の質問にお答えさせていただきます。

平成24年10月19日の115万5,000円の随意契約ですが、こちらは下水道工事とあわせて水道工事も実施しておりました。が、道路を掘ったときに水道管がかなり浅く、入れかえが必要になったということで、水道の切り回し業者でありました鈴木設備が現地へ入っておりましたので、こちらと随意契約をしたものでございます。

また、下段、24年の6月6日の107万1,000円、こちらは浄水。こちらは大丈夫ですか。すみません。では、以上でございます。

○委員長（井上宜久）

上下水道課長。

○上下水道課長（石塚和己）

それでは、2点目の山田委員の水質検査について、ご説明をしたいと思います。決算書では290ページの原水浄水配水及び給水費の委託料の中で月例水質検査代とかが入っておりますけれども、こちらのほうに毎月、年間を通じて水質検査を行っている水質検査業務委託が含まれております。契約金額は84万1,240円で年間、行っております。そのほかには放射性物質の検査費用ということで、水道企

業団に1カ月に一度、水道水を持って行っていただきまして放射性物質の検査を行っております。その費用は8万9,460円等、かかっておりました。あと、そのほかには電気保安の委託等が入っております。

以上でございます。

○委員長（井上宜久）

山田委員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。

契約の部分のところで随意契約、説明の中では水道管が浅いということで、下水道をやりながら、その部分で切り回しが必要だったということで、状況はわかるのですが、それが事前にわからなかったのか。当然、これ台帳がある中で予測はされることだと思うのですが、例えば、台帳が古くてとか、そういうものが答弁の中にあれば、しょうがないなというのはわかるのですが、予期せぬ出来事で随意になってしまったというような言い方に聞こえるので、そこら辺、やはり入札をやるという部分では、極力、指名競争入札というのが原則だと思うので、安易に随意にするというのは、よほどの理由がない限りは、してはいけないのかなというふうに自分は考えるのが1点あります。やはり、その中で競争して、参加者に出すきっかけというのですか、そういうものはやっていかなければいけないのかなというふうに感じますので、そこら辺は課題になるのかどうかかわからないですけれども、そこら辺の見解の答弁が1点、欲しいと思います。

それと、あと水質検査というのは、やはり委託料というものの中に入っているということで理解しました。今、課長答弁の中では84万という金額を言われていますが、自分が認識しているのは77万1,750円なのかなというふうに思っているところです。

これ、浄水水質の検査が3カ所、原水の水質検査が6カ所ということで事業概要が示されているのですが、そのところで期間を見ると、いつも疑問になっているのですが、契約の時期があると思うのですが、例えば、この決算の年度でいえば平成24年4月16日から平成25年3月22日として期限がある。要するに、年間を通じた中での水質検査の期日がないという部分では、ある意味、あきが20日間ぐらい、既に契約の中であるという部分が見られるのですが、そこら辺でのあきの部分の対応。月一遍ということを言われていたので、定期的に10日なら10日、20日なら20日なのか、ランダムに検査をするようなやり方をしているのか。どうしても、定期的にやるというのは当然なのですけれども、期日的に定期的にやると、地下水となると季節の中である部分があるので、データがとれる、とれないという部分もありますので、そこら辺の20日があいて大丈夫なのか。そこら辺の検査の、年、例えば12回であれば、それをどういう形で検査を委託しているのか、そこら辺の答弁が欲しいのと。

あと、入札の予定価格というのが、業者が25年度は変わっているのですが、極

端に変わっている部分が見えるという部分では、何か水質検査の中で問題があったのか、やり方を変えたのか、そこら辺の答弁よろしくをお願いします。

○委員長（井上宜久）

財務課長。

○財務課長（加藤順一）

先ほどからご質問に出しております平成24年10月19日、115万5,000円の随意契約の関係だけ私のほうから申し上げたいと思うのですが、開成町の契約規則によりまして、130万円以下の工事については原則、随意契約で行うということになってございます。これに対して、先ほど上下水道課の主幹のほうから申し上げたご説明もあったわけなのですが、130万円以下は原則として、もう随意契約であるという定めをしてございますので、そういうことをご承知いただきたいと思えます。

○委員長（井上宜久）

上下水道課長。

○上下水道課長（石塚和己）

2点目の水質検査の工期等についてのご質問なのですけれども、毎月1回、確実に水質検査を行っております。その検査結果を保健所のほうに提出をすることになっております。一応、10日までに、それぞれ限られた年間の水質計画表に基づいて水質検査を行っているわけなのですけれども、それで水質検査、3月10日までに採取して水質検査をしていただいて、そのデータが出て保健所に出すということで、3月31日ということではなく、3月の中旬というような形で、うちのほうは契約をさせていただいております。それが、まず1点目なのですけれども。

あと、水質検査の業務に関する参加する業者が随分変わっているということで、特に問題があったのかということなのですけれども、これは特に問題というものはありません。ただ、業者としては水質検査をどうにかやって実績を残したいと、そういうような業者もございましたけれども、ここ数年は落ちついてきているかなというふうに思っております。それと、名前が変わっているのです。もとは同じ業者なのですけれども、名前が変わっているもので、業者名が変わっていますので変わっているというふうに判断される方もいるのですけれども、ここ数年は同じ業者がやっております。

以上でございます。

○委員長（井上宜久）

山田委員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。

今、予定価格の金額が変動があるということで、内容が水質検査の中で変わったのかどうかという、そこら辺の答弁が漏れているのかなということで、再度、お聞きしたいのと、あと、295ページの上段の部分に受贈財産取得明細書というのが

明記されています。これについては6カ所について再評価額が明記されておりますが、この要は財産、これは年度としていくのか、1月1日での部分を書かれているのか。通常、固定資産税なんかの場合、1月1日の現状について査定される中に、ここは決算書なので年度できているのか、そこら辺でどうなのかなというところにちょっと疑問がありましたので、そこら辺、答弁よろしくをお願いします。

○委員長（井上宜久）

上下水道課長。

○上下水道課長（石塚和己）

先ほどの水質検査のほうの予定価格が変わっているというご指摘があったのですが、けれども、以前は、以前というか、前年のときに積算するのに業者から見積もりをもらっていました。そういうことで、価格的に非常に低いような形になったのですが、けれども、基本的に、私は、それはおかしいのではないかなというふうに思ったのです。誰もが積算できるような形で公正な単価というようなものでやったほうがいいのではないかとということで、担当の者に積算をやり直させました。その結果、予定価格等がぼんと上がってきました。請け負った業者の見積もりをもらって積算するというのは、私は好ましくはないのではないかなというふうに思って、そういう指導をさせていただきました。

それと、2点目の受贈財産のことでございますけれども、これは年度を通じての平成24年度中に受贈したものが6件ということで計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（井上宜久）

山田委員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。

はい、わかりました。

受贈財産というのは、要は、どの時点でもらったことになるのか。例えば、認可がおりますよね。おりて、完了検査が終わっていくのか、課税の部分で、宅地、農地、いろいろとあると思うのですけれども、そこら辺の部分の変更があった時点でいくのか、そこら辺の区切りというのですか、それで初めて水道管が町のほうに移譲されていくという認識になるのか。ここで明記しているのが年度で区切っているというのはわかりましたので、そこら辺のどちらの部分に所有権があるのかという。所有権というのですか、受贈されたのか。

○委員長（井上宜久）

上下水道課長。

○上下水道課長（石塚和己）

ただいまの山田委員のご質問にお答えをしたいと思います。

受贈財産につきましては、個人の開発によって水道管を敷設したものを、それを町のほうに移管をされるものでございまして、開発の検査が最終的に行われるのです

けれども、その検査が終わった段階で町のほうに受贈されるということで、年度末ということではなくて、その都度、開発の完成検査後ということになります。

以上でございます。

○委員長（井上宜久）

菊川委員。

○1番（菊川敬人）

1番、菊川です。

決算書の291ページの一番下のほうです。

項でいけば08になっていますが、特別損失、37万573円というところがありますが、この特別損失の金額の内訳というか内容について少し説明をしていただきたいと思うのと、もう一つは、後ろのほうの資料で312ページのところで表がありまして、歳入と歳出のところであります。事業会計なのですが、前年度に比べますと4,312万6,000円ほど減収になっているということ。歳出も当然、減っているのですが、約12.4%の減ということがあります。ここのところの大きな要因は何であったのかを教えてください。

○委員長（井上宜久）

上下水道課主幹。

○上下水道課主幹（岩本美樹）

上下水道課の岩本です。

1問目の特別損失の内訳について、お答えいたします。特別損失というのは特別な要因で発生した臨時的な損失のことでございますが、内訳としましては、不納欠損と、あとは過年度に発生した漏水認定の還付の分でございます。水道の不納欠損の件数でございます。41件で、期別にすると99期で金額が32万7,064円となります。過年度漏水認定による還付の分でございますが、こちらが2件分となりまして、その残りの4万3,509円が該当いたします。

以上です。

○委員長（井上宜久）

上下水道課長。

○上下水道課長（石塚和己）

2点目の312ページになりますけれども、水道企業会計、前年度伸び率がマイナス12.4%ということで、大きな要因があるのかというご質問だったのでございますけれども、拡張事業費につきまして、当初予定していたものが、用地交渉ができなくて工事のほうを中止したところが3件あります。そういうような中で事業費を減額補正させていただきましたので、前年と比べて、この辺の伸び率が12.4と下がったというふうに理解しております。

以上です。

○委員長（井上宜久）

菊川委員。

○1番（菊川敬人）

わかりました。それでは、説明資料のほうで86、87ページのところで雑収入があるのですが、ここで説明によりますと検満メータの売却費、売却したということと、あとは放射能の賠償費等の収入で70万2,030円というふうに記載されていますが、おのおのの内訳の金額というのは売却費というのが幾らになっているのでしょうか。

○委員長（井上宜久）

上下水道課主幹。

○上下水道課主幹（岩本美樹）

上下水道課の岩本です。

今の雑収入の内訳になりますが、検満メータの売却、こちらが997個分で16万1,600円です。あと、東京電力の原発における放射能の測定費用に係る賠償金、こちらが18万2,565円となっています。

○委員長（井上宜久）

高橋委員。

○2番（高橋久志）

2番、高橋です。

287ページの業務量の関係で、有収率92.8%、開成町の状況、ほかの自治体と比べても高いというふうに私は認識しておりますけれども、有収率を上げていくと、大きな課題だと思っております。特に24年度、俗に言う不明水対策等、いろいろ言われておりますが、こうした有収率を上げるために、どのような対策をされているのか教えていただきたい。ちなみに、平成23年度も92.8%と同率でしたので、その辺をお願いいたします。

○委員長（井上宜久）

上下水道課長。

○上下水道課長（石塚和己）

ただいまの高橋委員のご質問にお答えしたいと思います。

有収率の向上につきましては、我々も有収率を上げるというのを目標にしているわけでございますけれども、前々年度ぐらいから第二浄水場に夜間、余った水道水が逆流してしまって二重カウントされているのではないかと、そういうような検討もしました。そのためには逆止弁をつけたらどうなのかというような、そういう検討もしましたけれども、管口径が400ミリというような大きい管になってきますので、そこに逆止弁をつけるというふうになると非常に多額の工事費になってしまうというようなことで、いろいろ逆止弁の調査もさせていただいたのですけれども、そこまで投資して有収率が数字的に上がったというだけで、投資額がすごく大き過ぎるのかなというふうな判断をいたしました。

そういう中で、とにかく漏水がなるべくないような形で、漏水があった場合には早目に修理をしようというふうな形で、日常の管理、そちらのほうに重点を置いた

ほうがよろしいのではないかということで、毎月検針をしていて前期の数量から大幅に数量が増えたところの家庭には、すぐに手紙を出して「一度確認をしていただきたい」と、そういうような地道な作業をしております。

以上でございます。

○委員長（井上宜久）

ほかにございますか。

（「なし」という者多数）

○委員長（井上宜久）

ないようですので、以上で認定第7号 決算認定について（水道事業会計）及び議案第53号 平成24年度水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての質疑を終了します。

ここで暫時休憩いたします。

説明員の方の出席は、ここまでで結構です。大変ご苦勞さまでした。委員の皆さんにおかれましては、再開後に委員間討議及び採決をお願いいたします。

再開を13時30分といたします。

午前11時45分